

高知県地産外商公社運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県地産外商公社運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、高知県産業振興計画に基づき、本県の持つ素材の強みを活かし、活力ある県外市場に打って出る地産外商戦略を官民協働で推進するため、一般財団法人高知県地産外商公社（以下「補助事業者」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助額)

第3条 補助対象経費は、次に掲げるものとし、定額を交付する。

- (1) 補助事業者の管理運営に要する経費
- (2) 補助事業者が行う地産外商の事業に要する次に掲げる経費
 - ア 県内事業者等の販路開拓、販売拡大に向けた営業活動及び事業戦略の策定への支援に要する経費
 - イ テストマーケティング等を通じた県内商品の価値向上の支援に要する経費
 - ウ 観光情報、ふるさと情報、食文化等の情報の発信に要する経費
 - エ 高知県全体のプロモーションに要する経費
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により生じた経営上の損失に対し、補助事業者の安定した運営を図るために必要となる経費

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の補助金等交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の申請の取下げ)

第5条 規則第7条第1項の規定に基づき補助金の交付の申請の取下げをすることができる期日は、補助事業者が補助金の交付の決定を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別記第1号様式の別紙に記載した区分間の経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の20パーセント以内の変更を除く。)、補助対象経費の増額若しくは20パーセントを超える減額又は補助事業の中止若しくは廃止をする場合は、事前に別記第2号様式による変更(中止・廃止)承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、運営の安定化に要する経費から他の区分への経費の配分の変更を除く。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、証拠書類とともに補助事業の完了の翌年度から5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

(補助金の概算払)

第7条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払を請求しようとするときは、別記第3号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとする。

2 前項の補助事業等実績報告書は、次に掲げる関係書類を添付し、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の4月20日までに提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 取得財産等管理明細表（別記第4号様式の2）

3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第1項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を別記第5号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(グリーン購入)

第9条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第10条 補助金又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外は、原則として開示するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(附則)

1 この要綱は、平成21年8月3日から施行する。

2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第3号及び第6号から第8号まで、第8条第4項並び

に第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年10月3日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年5月30日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附則

この要綱は、平成27年3月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年2月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年3月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年3月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年3月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年3月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年3月23日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月22日から施行する。

別表（第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日
第 号

高知県知事

様

所在地
申請者 名 称
代表者職・氏名
(生年月日)

令和 年度高知県地産外商公社運営費補助金交付申請書

下記のとおり事業を実施したいので、高知県補助金等交付規則第3条及び高知県地産外商公社運営費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 直近1年間の高知県への納税を証する書類

3 補助事業の経費配分

別紙のとおり

別紙

補助事業の経費の配分

単位：円

区 分	補助事業に 要する経費	財源内訳		備考
		県補助金	自主財源	
人件費				
管理費・事業費				
運営の安定化に要 する経費				
合 計				

第2号様式（第6条関係）

令和 年 月 日
第 号

高知県知事 様

所在地
申請者 名 称
代表者職・氏名

令和 年度高知県地産外商公社運営費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定がありました事業について、下記により変更（中止・廃止）したいので高知県地産外商公社運営費補助金交付要綱第6条第1号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更（中止・廃止）理由

2 事業内容及び経費の配分（変更前と変更後とを比較することができるもの）

別紙のとおり

別紙

補助事業の経費の配分

単位：円

区 分	変更前 の経費	財源内訳		変更金額	変更後 の経費	財源内訳	
		県補助金	自主財源			県補助金	自主財源
人件費							
管理費・事業費							
運営の安定化に要 する経費							
合 計							

第3号様式（第7条関係）

令和 第 年 月 日

高知県知事 様

所在地
申請者 名 称
代表者職・氏名

令和 年度高知県地産外商公社運営費補助金概算払請求書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定
がありました事業について、下記により金 円を概算払によって交付
されるよう、高知県地産外商公社運営費補助金交付要綱第7条第2項の規定により、請求
します。

記

補助金交付決定額 円

既交付額 円

今回請求額 円

残額 円

振込先

第4号様式（第8条関係）

令和 年 月 日
第 号

高知県知事 様

所在地
申請者 名 称
代表者職・氏名

令和 年度高知県地産外商公社運営費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定
がありました事業の実績報告を、高知県地産外商公社運営費補助金交付要綱第8条第1項
の規定により、下記のとおり提出します。

記

- | | |
|----------------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 実績額 | 円 |
| 3 添付書類 | |
| (1) 事業報告書 | |
| (2) 収支決算書 | |
| (3) 取得財産等管理明細表 | |

第4号様式の2（第8条関係）

取得財産等管理明細表（ 年度）

補助金名：高知県地産外商公社運営費補助金

区分 財産名	財産を取得 した者	規格	数量	単価 円	金額 円	取得 年月日	保管場所	耐用 年数	県補助率	備 考

- （注） 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が10万円を超えるものとします。
- 2 「数量」欄は、同一規格であれば一括して記入して差し支えありません。ただし、単価が異なる場合には区分して記入してください。
- 3 「取得年月日」欄は、検査を行う場合は、検収年月日を記入してください。
- 4 取得財産等を取得した者と使用者とが異なる場合は、「備考」欄に使用者名を記入してください。

第5号様式（第8条関係）

令和 第 年 月 日 号

高知県知事 様

所在地
申請者 名 称
代表者職・氏名

令和 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

高知県地産外商公社運営費補助金交付要綱第8条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	補助金名		
2	補助金額（知事が確定通知書により通知した額）	金	円
3	補助金の額の確定時における消費税仕入控除税額等	金	円
4	消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額等	金	円
5	補助金返還相当額（4－3）	金	円

- (注) 1 別紙として積算の内訳を添えてください。
2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額が消費税仕入控除税額等による減額等の対象額ではありません。